



ミンダナオ日本商工会議所

The Japanese Chamber of Commerce of Mindanao, Inc.
DR 16, 3/F, Bldg. 2, SJRDC Bldg., Insular Village 1, Davao City, 8000 Philippines
Telephone: +63 82 331 9482 / +63 917 719 0851
E-mail Address: inquiry@jccminda.com URL: www.jccminda.com

入会のご案内

1. 会員になる資格

当所の会員構成は、正会員、法人準会員、個人準会員、賛助会員、名誉会員の5種類です。

当所の正会員になる資格があるのは、ミンダナオ島に事業所を置く100%日本出資企業・日系合弁企業（日本側の出資率は問いません）、またはミンダナオ島で事業活動を行っている個人、日本人です。

法人準会員になる資格があるのは、マニラ、セブ等のミンダナオ島以外に事業所を置くフィリピン国内の日系企業、ミンダナオ島へ進出を検討している日系企業です。

個人準会員になる資格があるのは、会社設立前に個人〔日本人〕として入会し情報収集、相談したいケースに適用です。

賛助会員になる資格があるのは、フィリピン企業およびフィリピン人です。

2. 入会申込

a. 必要書類

入会を希望される方は、別添の入会申込書（Membership Application Form）に必要事項をご記入の上、Emailにて事務局に提出願います。入会申込書ご提出の際、あわせて、下記の書類コピーを添付お願いします。尚、入会金・会費等は、ご入会が理事会で承認された後、当所から請求書を送付しますので、入会申込み時に納付いただく必要はありません。

①SEC登録証 ②会社定款 ③事業許可証 (Business Permit) ④代表者の身分証明書 ⑤会社ロゴ ⑥会社案内・パンフレット等 (⑤と⑥は任意)

b. 入会申込書記入上のご注意

入会申込に際しては、2名の推薦者が必要となります。入会申込書の最初のページに、推薦者2名の署名をいただいでください。推薦者になる資格があるのは、当所の会員（正会員）であること、法人正会員の場合は代表者であること。

3. 入会審査

入会のお申込は、原則毎月第2土曜日に開催される当所理事会で審査されます。したがって、お申込みから審査結果が確定するまで通常1～4週間かかることを、予めご了承ください。審査結果につきましては、事務局からご連絡申し上げます。

4. 入会金・会費

a. 入会金

正会員 (Regular Member)	P4,500.00
法人準会員 (Japanese Corporate Associate Member)	P3,000.00
個人準会員 (Japanese Individual Associate Member)	P2,000.00
賛助会員 (Associate Member)	P1,500.00

b. 会費

正会員 (Regular Member)	P36,000.00/年
法人準会員 (Japanese Corporate Associate Member)	P18,000.00/年
個人準会員 (Japanese Individual Associate Member)	P12,000.00/年
賛助会員 (Associate Member)	P6,000.00/年

ご入会が理事会で承認された方に対しましては、その旨文書でご連絡申しあげ、あわせて入会金・会費の請求書を送付します。

※入会金および会費に関しては理事会にて必要があれば変更を行うことがあります。

※入会后、翌年度分の会費は、毎年12月31日までに支払ってください。

※メンバーシップは毎年1月に自動更新され、退会をご希望の場合は、所定の手続きによりお申し出ください。

<問い合わせ先・入会申込書提出>

ミンダナオ日本人商工会議所事務局

TEL: +63-917-719-0851

メールアドレス: inquiry@jccminda.com